

◎佐賀県条例第11号

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例
(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準) 第6条 略 2～6 略 7 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（その職務の級が、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 <u>55歳に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>	(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準) 第6条 略 2～6 略 7 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 <u>次の各号に掲げる職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）の第6項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> (1) <u>55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職</u>

改正前	改正後
9～12 略 (扶養手当) 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の9級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行9級相当職員」という。）に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2)～(6) 略 3 扶養手当の月額、は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職務の級が県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級相当職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特	員（次号に掲げる職員を除く。） (2) 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員 9～12 略 (扶養手当) 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の9級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1)～(5) 略 3 扶養手当の月額、は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職務の級が県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円）とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が

改正前	改正後
定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額 は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶 養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算し た額とする。 第11条 新たに職員となった者に扶養親族（行9級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当職員から行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会（職員のうち、第2条第1項第2号に掲げる者であるもの（以下「県費負担教職員」という。）にあつては、市町）に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。） (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、行9級相当職員から行9級相当	いる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 第11条 削除

改正前	改正後
職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級相当職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（行 9 級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行 9 級相当職員以外の職員から行 9 級相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級相当職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行 9 級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生	

改正前	改正後
じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級相当職員が行9級相当職員以外の職員となった場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級相当職員が行8級相当職員及び行9級相当職員以外の職員となった場合</u> <u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級相当職員以外のものが行9級相当職員となった場合</u> <u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級相当職員及び行9級相当職員以外のものが行8級相当職員となった場合</u> <u>(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> （住居手当） 第11条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第11条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を	（住居手当） 第11条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第11条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を

改正前	改正後
支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の佐賀県職員宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 略 （通勤手当） 第11条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期	支給される職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が居住するための住宅（有料の佐賀県職員宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 略 （通勤手当） 第11条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項及び第4項において「運賃等相当額」という。</u>）

改正前	改正後
<u>間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して、<u>38,400円</u>の範囲内において人事委員会規則で定める額 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利	(2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して、<u>40,300円</u>の範囲内において人事委員会規則で定める額 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>以下同じ。</u>）を負担すること

改正前	改正後
用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>第1号において同じ。</u>)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。<u>ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 略	を常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。） (2) 略 4 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が8万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、8万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> 5 育児、介護等のやむを得ない事情により特別急行列車等による

改正前	改正後
4～6 略 (単身赴任手当) 第11条の4 略 2 略 3 <u>国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 略 (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 第9条の2第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基	<u>通勤を必要とする職員で人事委員会規則で定める職員にあっては、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員における前項の規定の適用については、同項中「8万円」とあるのは「15万円」とする。</u> 6～8 略 (単身赴任手当) 第11条の4 略 2 略 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> 4 略 (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 第9条の2第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基

改正前	改正後
づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) 略 4 略 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第23条の2 第6条第3項から第11項まで及び第9条の3から第11条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額 (2) 略 4 略 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第23条の2 第6条第3項から第11項まで、<u>第9条の3及び第10条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 \ 職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
-----------	-----	-----	-------	-----	-----

の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	200,100	247,300	322,800	381,500	456,900
	2	202,500	248,800	324,700	383,000	458,700
	3	204,800	250,300	326,500	384,500	460,500
	4	207,100	251,800	328,100	385,900	462,300
	5	209,300	253,300	329,800	387,300	463,900
	6	211,600	254,700	331,800	388,800	465,600
	7	213,800	255,900	333,700	390,300	467,600
	8	216,000	257,100	335,600	391,700	469,300
	9	218,200	258,500	337,400	393,100	471,000
	10	220,500	259,700	339,400	394,600	472,600
	11	222,700	261,100	341,300	396,100	474,200
	12	225,000	262,500	343,100	397,600	475,700
	13	227,200	263,900	344,800	399,000	477,200
	14	229,300	265,800	346,500	400,600	478,500
	15	231,500	267,700	348,200	402,100	479,900
	16	233,600	269,500	349,800	403,600	481,200
	17	235,700	271,100	351,400	405,000	482,400
	18	237,600	273,600	352,700	406,600	483,100
	19	239,400	275,900	354,000	408,200	483,800
	20	241,100	278,100	355,300	409,800	484,500
	21	242,800	280,300	356,800	411,000	485,100
	22	244,300	282,600	358,400	412,400	
	23	245,700	284,800	360,000	413,800	

24	247, 100	287, 000	361, 600	415, 100
25	248, 500	289, 100	363, 100	416, 700
26	249, 800	291, 100	364, 700	418, 200
27	251, 000	293, 000	366, 300	419, 500
28	252, 200	294, 800	367, 800	420, 900
29	253, 300	296, 600	369, 300	422, 300
30	254, 500	298, 500	370, 900	423, 600
31	255, 700	300, 400	372, 500	425, 100
32	256, 900	302, 200	374, 100	426, 600
33	258, 100	304, 000	375, 600	428, 300
34	259, 500	305, 800	377, 200	429, 700
35	260, 900	307, 500	378, 800	431, 300
36	262, 300	309, 200	380, 300	432, 800
37	263, 600	310, 900	381, 800	434, 600
38	265, 100	312, 600	383, 400	436, 100
39	266, 500	314, 400	384, 900	437, 700
40	267, 800	316, 000	386, 300	439, 400
41	269, 100	317, 400	387, 700	440, 900
42	270, 100	319, 300	389, 200	442, 400
43	271, 100	321, 200	390, 700	443, 600
44	272, 100	322, 900	392, 100	444, 800
45	273, 000	324, 600	393, 500	446, 000
46	273, 800	326, 500	395, 200	447, 300
47	274, 600	328, 300	396, 800	448, 500
48	275, 400	330, 100	398, 200	449, 700
49	276, 300	331, 800	399, 400	450, 900

50	277, 100	333, 600	400, 900	452, 100
51	277, 800	335, 400	402, 300	453, 300
52	278, 600	337, 100	403, 600	454, 500
53	279, 500	338, 800	404, 800	455, 800
54	280, 300	340, 100	406, 100	457, 000
55	281, 100	341, 500	407, 400	458, 200
56	281, 900	342, 900	408, 700	459, 400
57	282, 700	344, 500	409, 900	460, 500
58	283, 400	346, 100	411, 300	461, 100
59	284, 200	347, 700	412, 700	461, 600
60	285, 100	349, 300	413, 900	462, 100
61	285, 900	350, 800	415, 100	462, 600
62	286, 500	352, 400	416, 600	
63	287, 300	354, 000	418, 000	
64	288, 000	355, 600	419, 300	
65	289, 000	357, 100	420, 500	
66	289, 900	358, 700	421, 700	
67	290, 700	360, 300	423, 000	
68	291, 400	361, 900	424, 400	
69	292, 100	363, 400	425, 700	
70	292, 900	365, 000	427, 000	
71	293, 700	366, 600	428, 000	
72	294, 400	368, 100	429, 200	
73	295, 100	369, 600	430, 400	
74	295, 800	371, 300	431, 500	
75	296, 500	372, 900	432, 700	

76	297, 100	374, 400	433, 700
77	297, 700	375, 900	434, 800
78	298, 500	377, 300	435, 800
79	299, 200	378, 700	436, 800
80	299, 900	380, 000	437, 800
81	300, 600	381, 300	438, 800
82	301, 400	382, 800	439, 600
83	302, 100	384, 200	440, 400
84	302, 800	385, 500	441, 200
85	303, 500	386, 600	441, 900
86	304, 300	388, 000	442, 300
87	305, 000	389, 400	442, 700
88	305, 700	390, 600	443, 100
89	306, 400	391, 800	443, 500
90	307, 300	393, 100	443, 800
91	308, 100	394, 300	444, 100
92	309, 000	395, 500	444, 400
93	309, 500	396, 600	444, 700
94	310, 300	397, 700	445, 000
95	311, 100	399, 100	445, 300
96	311, 900	400, 300	445, 500
97	312, 600	401, 700	445, 700
98	313, 400	402, 700	446, 000
99	314, 200	403, 700	446, 300
100	314, 900	404, 700	446, 500
101	315, 700	405, 600	446, 700

102	316, 600	406, 600	447, 000
103	317, 500	407, 700	447, 300
104	318, 400	408, 800	447, 500
105	319, 000	409, 500	447, 700
106	319, 800	410, 500	
107	320, 600	411, 400	
108	321, 400	412, 300	
109	322, 100	413, 100	
110	322, 500	413, 900	
111	322, 900	414, 700	
112	323, 400	415, 600	
113	323, 900	416, 200	
114	324, 300	416, 900	
115	324, 800	417, 600	
116	325, 300	418, 300	
117	325, 800	418, 900	
118	326, 300	419, 400	
119	326, 700	419, 800	
120	327, 200	420, 100	
121	327, 700	420, 400	
122	328, 100	420, 700	
123	328, 600	421, 000	
124	329, 100	421, 200	
125	329, 700	421, 400	
126	330, 000	421, 700	
127	330, 300	422, 000	

128	330,600	422,200		
129	330,800	422,400		
130	331,100	422,700		
131	331,400	423,000		
132	331,600	423,200		
133	331,800	423,400		
134	332,000	423,700		
135	332,200	424,000		
136	332,500	424,200		
137	332,800	424,400		
138	333,000	424,700		
139	333,300	425,000		
140	333,600	425,200		
141	333,800	425,400		
142	334,000	425,700		
143	334,300	426,000		
144	334,500	426,200		
145	334,800	426,400		
146	335,000			
147	335,300			
148	335,600			
149	335,800			
150	336,000			
151	336,300			
152	336,700			
153	336,900			

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,600	281,600	311,100	340,500	426,300

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の		円	円	円	円	円
	1	200,100	221,200	322,800	352,200	440,500
	2	202,500	223,700	324,700	353,700	441,800
	3	204,800	226,100	326,500	355,200	443,000
	4	207,100	228,500	328,100	356,700	444,300
	5	209,300	230,900	329,800	358,100	445,400
	6	211,600	233,400	331,800	359,600	446,600
	7	213,800	235,800	333,700	361,000	447,800

職員	8	216,000	238,200	335,600	362,400	449,000
	9	218,200	240,600	337,400	363,800	450,300
	10	220,500	242,300	339,400	365,200	451,500
	11	222,700	243,900	341,300	366,600	452,500
	12	225,000	245,600	343,100	368,000	453,600
	13	227,200	247,300	344,800	369,500	454,900
	14	229,300	248,800	346,500	370,800	455,700
	15	231,500	250,300	348,200	372,000	456,500
	16	233,600	251,800	349,800	373,200	457,400
	17	235,700	253,300	351,400	374,500	458,300
	18	237,600	254,700	352,700	375,800	458,800
	19	239,400	255,900	354,000	377,000	459,300
	20	241,100	257,100	355,300	378,200	459,800
	21	242,800	258,500	356,800	379,400	460,300
	22	244,300	259,700	358,200	380,700	
	23	245,700	261,100	359,600	381,900	
	24	247,100	262,500	360,900	383,000	
	25	248,500	263,900	362,200	384,100	
	26	249,700	265,800	363,700	385,400	
	27	250,800	267,700	365,100	386,600	
	28	251,900	269,500	366,400	387,700	
	29	253,100	271,100	367,700	388,800	
	30	254,400	273,600	369,100	390,000	
	31	255,600	275,900	370,400	391,200	
	32	256,800	278,100	371,700	392,400	
	33	258,000	280,300	373,000	393,500	

34	259,300	282,600	374,300	394,700
35	260,600	284,800	375,500	395,900
36	261,900	287,000	376,700	397,100
37	263,100	289,100	377,900	398,200
38	264,400	291,100	379,100	399,600
39	265,600	293,000	380,300	400,900
40	266,800	294,800	381,500	402,100
41	267,900	296,600	382,700	403,300
42	269,100	298,500	383,900	404,600
43	270,300	300,400	385,100	405,700
44	271,400	302,200	386,300	406,800
45	272,500	304,000	387,400	408,000
46	273,400	305,800	388,800	409,200
47	274,200	307,500	390,100	410,400
48	275,000	309,200	391,300	411,600
49	275,800	310,900	392,200	412,700
50	276,600	312,600	393,400	413,700
51	277,300	314,400	394,400	415,000
52	278,100	316,000	395,500	416,300
53	278,900	317,400	396,300	417,500
54	279,700	319,300	397,400	418,600
55	280,500	321,200	398,400	419,700
56	281,300	322,900	399,500	420,800
57	282,100	324,600	400,500	421,800
58	282,900	326,500	401,500	423,000
59	283,700	328,300	402,600	424,200

60	284, 400	330, 100	403, 700	425, 400
61	285, 000	331, 800	404, 800	426, 000
62	285, 700	333, 600	405, 900	426, 800
63	286, 400	335, 400	407, 000	427, 600
64	287, 000	337, 100	408, 100	428, 100
65	287, 500	338, 800	409, 000	428, 400
66	288, 400	340, 100	409, 900	428, 700
67	289, 200	341, 500	410, 900	429, 100
68	289, 900	342, 900	411, 900	429, 500
69	290, 600	344, 500	412, 700	429, 800
70	291, 400	346, 100	413, 500	430, 200
71	292, 100	347, 600	414, 200	430, 500
72	292, 800	349, 100	415, 000	430, 800
73	293, 300	350, 500	415, 800	431, 100
74	294, 000	352, 000	416, 400	431, 500
75	294, 700	353, 500	417, 100	431, 800
76	295, 300	355, 000	417, 800	432, 100
77	295, 900	356, 500	418, 400	432, 400
78	296, 600	358, 000	419, 100	432, 800
79	297, 200	359, 500	419, 600	433, 100
80	297, 800	361, 000	420, 200	433, 300
81	298, 400	362, 400	420, 600	433, 500
82	299, 100	363, 800	421, 000	
83	299, 800	365, 100	421, 300	
84	300, 500	366, 300	421, 600	
85	301, 100	367, 500	421, 800	

86	301,600	368,700	422,100
87	302,100	369,900	422,400
88	302,600	371,000	422,600
89	303,000	372,100	422,800
90	303,600	373,300	423,100
91	304,100	374,400	423,400
92	304,600	375,500	423,600
93	304,900	376,600	423,800
94	305,400	377,800	424,100
95	305,900	378,900	424,400
96	306,300	380,000	424,600
97	306,700	381,000	424,800
98	307,200	382,000	425,100
99	307,700	383,000	425,400
100	308,200	383,900	425,600
101	308,600	384,700	425,800
102	309,000	385,700	426,100
103	309,400	386,600	426,400
104	309,700	387,500	426,600
105	309,900	388,300	426,800
106	310,200	389,100	
107	310,500	390,000	
108	310,700	391,000	
109	310,900	391,800	
110	311,100	392,800	
111	311,400	393,800	

112	311,700	394,700
113	311,900	395,300
114	312,100	396,200
115	312,300	397,100
116	312,600	398,000
117	312,900	398,900
118	313,100	399,600
119	313,400	400,400
120	313,700	401,200
121	313,900	401,800
122	314,100	402,500
123	314,400	403,200
124	314,700	403,800
125	314,900	404,400
126		405,100
127		405,600
128		406,200
129		406,800
130		407,400
131		407,900
132		408,400
133		408,700
134		409,000
135		409,300
136		409,700
137		410,000

	138		410,300			
	139		410,600			
	140		410,900			
	141		411,200			
	142		411,500			
	143		411,800			
	144		412,100			
	145		412,300			
	146		412,600			
	147		412,900			
	148		413,100			
	149		413,300			
	150		413,600			
	151		413,900			
	152		414,100			
	153		414,300			
	154		414,600			
	155		414,900			
	156		415,100			
	157		415,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		230,000	278,500	306,200	333,800	416,100

- 備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第1の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,900	231,400	267,700	301,800	324,800	359,100
	2	185,000	232,900	268,800	303,300	326,700	360,800
	3	186,100	234,400	269,800	304,800	328,500	362,500
	4	187,100	235,900	270,800	306,200	330,300	364,100
	5	188,100	237,400	271,800	307,600	332,000	365,700
	6	189,900	239,100	272,900	308,700	333,800	367,500
	7	191,600	240,700	273,900	309,800	335,600	369,000
	8	193,300	242,300	274,900	311,100	337,300	370,600
	9	194,900	243,900	276,000	312,400	339,000	372,000
	10	196,600	245,400	277,000	314,100	340,800	373,700
	11	198,200	246,900	278,000	315,700	342,600	375,300
	12	199,800	248,300	279,100	317,300	344,300	376,900
	13	201,400	249,400	280,200	318,900	345,800	378,700
	14	203,100	250,700	281,500	320,500	347,400	380,600
	15	204,800	252,000	282,800	322,100	349,000	382,500
	16	206,500	253,300	284,100	323,700	350,500	384,400
	17	207,800	254,600	285,300	325,200	351,900	385,900

18	209,500	255,600	286,600	327,000	353,700	387,700
19	211,100	256,600	287,900	328,600	355,300	389,500
20	212,600	257,700	289,100	330,200	356,900	391,000
21	214,100	258,700	290,200	331,600	358,100	392,700
22	215,800	259,700	291,400	333,300	359,700	394,200
23	217,500	260,700	292,700	335,000	361,200	395,600
24	219,100	261,700	294,000	336,700	362,700	397,000
25	220,700	262,700	295,300	337,900	364,400	398,300
26	222,400	263,700	296,300	339,800	366,200	399,600
27	223,800	264,700	297,400	341,500	367,900	400,800
28	225,200	265,600	298,500	343,100	369,600	401,900
29	226,500	266,500	299,600	344,600	371,000	403,000
30	227,800	267,300	300,800	346,300	372,300	404,200
31	229,000	268,100	302,000	347,900	373,600	405,300
32	230,200	268,900	303,300	349,500	374,900	406,400
33	231,400	269,700	304,600	351,200	376,100	407,100
34	232,500	270,500	306,000	353,100	377,000	407,800
35	233,600	271,300	307,300	354,900	378,100	408,500
36	234,700	272,000	308,600	356,700	379,200	409,200
37	235,800	272,700	309,900	358,200	379,900	409,800
38	237,000	273,500	311,200	359,600	380,800	410,400
39	238,100	274,300	312,500	361,000	381,700	411,000
40	239,100	275,000	313,800	362,500	382,600	411,400
41	240,100	275,700	315,000	364,000	383,500	411,800
42	241,000	276,500	316,400	364,800	384,300	412,000
43	241,800	277,300	317,800	365,800	385,100	412,300

44	242, 600	278, 100	318, 900	366, 800	385, 800	412, 600
45	243, 300	278, 800	319, 800	367, 700	386, 500	412, 900
46	243, 900	279, 500	321, 100	368, 800	387, 200	413, 200
47	244, 500	280, 200	322, 400	369, 700	387, 900	413, 500
48	245, 100	280, 900	323, 700	370, 700	388, 700	413, 800
49	245, 800	281, 600	324, 900	371, 600	389, 200	414, 000
50	246, 500	282, 300	326, 200	372, 300	389, 700	414, 300
51	247, 200	283, 000	327, 500	373, 000	390, 300	414, 600
52	247, 700	283, 700	328, 700	373, 700	391, 000	414, 900
53	248, 200	284, 300	330, 000	374, 100	391, 400	415, 100
54	248, 500	285, 000	331, 100	374, 700	392, 100	415, 400
55	248, 800	285, 700	332, 200	375, 400	392, 700	415, 700
56	249, 100	286, 500	333, 300	376, 100	393, 200	416, 000
57	249, 400	287, 200	334, 000	376, 400	393, 600	416, 200
58	249, 800	287, 900	334, 900	377, 100	394, 200	416, 500
59	250, 200	288, 500	335, 700	377, 800	394, 800	416, 800
60	250, 600	289, 200	336, 500	378, 400	395, 300	417, 100
61	251, 000	289, 800	337, 300	378, 700	395, 700	417, 300
62	251, 300	290, 600	337, 700	379, 200	396, 200	417, 600
63	251, 600	291, 200	338, 300	379, 800	396, 700	417, 900
64	251, 900	291, 700	339, 000	380, 400	397, 300	418, 100
65	252, 200	292, 200	339, 800	380, 700	397, 600	418, 300
66	252, 500	292, 800	340, 500	381, 400	398, 000	
67	252, 800	293, 300	341, 200	382, 100	398, 400	
68	253, 100	293, 900	341, 800	382, 700	398, 800	
69	253, 400	294, 400	342, 300	383, 100	399, 100	

70	253, 700	294, 900	342, 900	383, 600	399, 400
71	254, 000	295, 500	343, 400	384, 200	399, 700
72	254, 300	296, 100	344, 000	384, 700	400, 000
73	254, 600	296, 700	344, 300	385, 200	400, 200
74	254, 900	297, 100	344, 800	385, 800	400, 500
75	255, 200	297, 500	345, 200	386, 300	400, 800
76	255, 500	297, 800	345, 700	386, 600	401, 000
77	255, 800	298, 000	346, 100	387, 100	401, 200
78	256, 100	298, 300	346, 600	387, 600	401, 500
79	256, 400	298, 500	347, 100	388, 000	401, 800
80	256, 700	298, 800	347, 600	388, 300	402, 000
81	257, 000	299, 000	347, 900	388, 700	402, 200
82	257, 300	299, 200	348, 300	389, 200	402, 500
83	257, 600	299, 500	348, 700	389, 600	402, 800
84	257, 900	299, 800	349, 100	390, 000	403, 000
85	258, 200	300, 100	349, 400	390, 300	403, 200
86	258, 600	300, 400	349, 800	390, 800	
87	258, 900	300, 700	350, 200	391, 200	
88	259, 200	301, 000	350, 600	391, 600	
89	259, 500	301, 300	350, 800	391, 900	
90	259, 900	301, 600	351, 200	392, 500	
91	260, 300	301, 900	351, 600	392, 900	
92	260, 600	302, 300	352, 000	393, 300	
93	260, 900	302, 500	352, 200	393, 600	
94		302, 700	352, 600		
95		303, 000	353, 000		

96	303, 400	353, 400
97	303, 600	353, 700
98	303, 900	354, 100
99	304, 300	354, 500
100	304, 700	354, 900
101	304, 900	355, 400
102	305, 200	355, 800
103	305, 500	356, 200
104	305, 800	356, 600
105	306, 000	357, 100
106	306, 300	357, 500
107	306, 600	357, 800
108	306, 900	358, 100
109	307, 100	358, 600
110	307, 500	
111	307, 900	
112	308, 200	
113	308, 400	
114	308, 700	
115	309, 000	
116	309, 400	
117	309, 600	
118	309, 800	
119	310, 100	
120	310, 400	
121	310, 800	

	122		311,000				
	123		311,300				
	124		311,600				
	125		311,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	262,300	282,100	298,200	323,700

備考 1 この表は、事務職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第4 (第5条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
	1	188,800	228,300	265,100	284,400	318,100
	2	191,000	229,700	265,900	285,300	319,600
	3	193,200	231,100	266,700	286,100	321,000
	4	195,300	232,500	267,600	286,900	322,500
	5	197,300	233,800	268,500	287,600	324,000

員以 外の 職員	6	199,300	235,200	269,400	288,400	325,700
	7	201,300	236,400	270,200	289,100	327,300
	8	203,200	237,400	271,000	289,800	328,800
	9	205,000	238,400	271,800	290,600	330,300
	10	206,900	239,600	272,600	291,500	331,900
	11	208,900	240,800	273,400	292,300	333,400
	12	211,000	242,200	274,300	293,000	334,900
	13	212,700	243,600	275,100	293,700	336,500
	14	214,800	244,800	276,000	294,800	338,100
	15	217,000	246,100	276,800	295,900	339,600
	16	219,100	247,400	277,600	297,100	341,100
	17	221,200	248,800	278,500	298,300	342,600
	18	222,400	250,000	279,400	299,600	344,200
	19	223,500	251,200	280,200	300,800	345,800
	20	224,600	252,400	281,000	302,000	347,400
	21	225,800	253,400	281,800	303,200	348,700
	22	226,800	254,300	282,700	304,400	350,200
	23	227,800	255,200	283,600	305,600	351,700
	24	228,800	256,100	284,400	306,800	353,200
	25	229,800	257,100	285,200	308,000	354,800
	26	230,900	257,900	286,100	309,300	356,300
	27	231,900	258,700	287,000	310,500	357,800
	28	232,800	259,500	287,900	311,800	359,200
	29	233,700	260,300	288,700	313,200	360,600
	30	234,600	261,100	289,800	314,400	362,200
	31	235,400	261,900	290,800	315,600	363,800

32	236, 200	262, 700	291, 800	316, 800	365, 300
33	237, 100	263, 600	292, 800	318, 100	366, 500
34	238, 000	264, 500	293, 900	319, 200	367, 600
35	238, 800	265, 200	294, 900	320, 400	368, 800
36	239, 700	266, 000	295, 900	321, 600	369, 900
37	240, 600	266, 900	296, 900	322, 800	370, 900
38	241, 500	267, 800	297, 900	324, 100	371, 800
39	242, 300	268, 700	299, 000	325, 400	372, 800
40	243, 100	269, 500	300, 100	326, 700	373, 900
41	243, 600	270, 300	301, 200	327, 600	374, 900
42	244, 300	271, 100	302, 500	328, 800	375, 900
43	244, 900	271, 900	303, 600	330, 000	376, 900
44	245, 500	272, 700	304, 700	331, 200	377, 800
45	246, 100	273, 400	305, 800	332, 300	378, 600
46	246, 800	274, 200	306, 900	333, 300	379, 400
47	247, 300	275, 000	308, 000	334, 300	380, 300
48	247, 700	275, 800	309, 200	335, 300	381, 200
49	248, 100	276, 500	310, 300	336, 200	381, 700
50	248, 600	277, 300	311, 400	337, 200	382, 500
51	249, 100	278, 100	312, 500	338, 200	383, 300
52	249, 600	278, 800	313, 600	339, 100	384, 100
53	249, 900	279, 500	314, 600	339, 600	384, 500
54	250, 300	280, 200	315, 600	340, 500	385, 200
55	250, 600	280, 900	316, 600	341, 200	385, 900
56	250, 900	281, 600	317, 700	342, 000	386, 500
57	251, 300	282, 300	318, 700	342, 800	386, 900

58	251,700	283,000	319,700	343,100	387,500
59	252,000	283,700	320,700	343,600	388,100
60	252,300	284,300	321,600	344,300	388,600
61	252,600	284,900	322,500	344,900	389,000
62	252,900	285,700	323,300	345,600	389,500
63	253,200	286,400	324,000	346,300	390,000
64	253,500	287,100	324,700	346,900	390,500
65	253,800	287,800	325,300	347,600	391,100
66	254,100	288,500	326,000	348,100	391,600
67	254,400	289,200	326,700	348,700	392,200
68	254,700	289,900	327,300	349,300	392,900
69	255,000	290,500	327,900	349,600	393,400
70	255,300	291,200	328,100	350,200	393,900
71	255,600	291,900	328,600	350,700	394,400
72	255,800	292,500	329,100	351,200	394,900
73	256,000	293,100	329,700	351,700	395,200
74	256,300	293,600	330,200	352,200	395,700
75	256,600	294,000	330,700	352,700	396,100
76	256,800	294,400	331,100	353,100	396,500
77	257,000	294,800	331,700	353,400	396,900
78	257,300	295,100	332,200	353,800	
79	257,600	295,400	332,600	354,000	
80	257,800	295,700	333,100	354,300	
81	258,000	296,000	333,600	354,800	
82	258,300	296,300	334,000	355,100	
83	258,600	296,600	334,200	355,400	

	84	258,900	296,900	334,500	355,700
	85	259,100	297,100	334,900	356,100
	86		297,300	335,300	356,400
	87		297,500	335,700	356,700
	88		297,700	336,000	357,000
	89		298,100	336,300	357,400
	90		298,300	336,500	357,700
	91		298,500	336,900	358,000
	92		298,700	337,200	358,300
	93		299,100	337,400	358,600
	94		299,300	337,700	359,000
	95		299,500	338,000	359,400
	96		299,800	338,300	359,800
	97		300,200	338,500	360,300
	98		300,400	338,800	360,700
	99		300,600	339,100	361,100
	100		300,900	339,300	361,500
	101		301,200	339,500	362,000
	102		301,400	339,700	
	103		301,600	340,100	
	104		301,900	340,300	
	105		302,200	340,500	
	106			340,900	
	107			341,300	
	108			341,700	
	109			341,900	

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193,100	219,600	250,300	263,900	289,900

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

第2条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第13条 <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から3年を経過していないものについては、へき地手当に準ずる手当を支給する。</u> 2 <u>前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、職員の指定日に勤務する学校等が同項に相当する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u> <u>（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）</u> 第15条 <u>第10条から第13条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一</u>	第13条 <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの及び前条の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、同条の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。</u> <u>（育児短時間勤務職員等についての適用除外）</u> 第15条 <u>第10条から第13条までの規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員</u>

改正前	改正後
般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。	には適用しない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異に異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第5条 改正後の給与条例第11条の4第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

第6条 切替日以後に新たに佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条の規定により採用された職員及び佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号）附則第4条及び第5条に規定する暫定再任用職員（以下本

条において「再任用職員」という。) に対して適用されることとなる第2条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例第13条の規定は、切替日以後に同条例第12条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

(人事委員会規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1 (附則第2条関係)

職員の号給の切替表

ア 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

職務の級 旧号給	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2

19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	

48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	

77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員

職務の級 旧号給	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1

14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	

43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	

72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		

101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ウ 行政職給料表の適用を受ける職員

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1

9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25

38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54

67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	
79	75	71	71	
80	76	72	72	
81	77	73	73	
82	78	74	74	
83	79	75	75	
84	80	76	76	
85	81	77	77	
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86		
95	91	87		

96	92	88		
97	93	89		
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

エ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1

8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28

37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57

66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	

95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		